

平成七年通商産業省令第八十一号

電気事業法関係手数料規則

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第百二十五条の規定に基づき、電気事業法関係手数料規則を次のように定める。

（主任技術者免状の交付等に係る手数料の額）

第一条 電気事業法（以下「法」という。）第四十四条第二項第一号の規定により、若しくは指定試験機関がその試験事務を行う電気主任技術者試験に合格したことにより主任技術者免状の交付を受けようとする者、電気主任技術者試験を受けようとする者又は主任技術者免状の再交付を受けようとする者が法第十二条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第一のとおりとする。

（使用前検査に係る手数料の額）

第二条 法第四十九条第一項の検査（法第六十六条第一項に規定する原子力発電工作物の工事に係るものを除く。）を受けようとする者が法第十二条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める金額（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第一項の規定により経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。

（使用前安全管理審査に係る手数料の額）

第三条 法第五十一条第三項の審査（以下「使用前安全管理審査」という。）を受けようとする者が法第十二条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第三のとおりとする。ただし、前回の法第五十一条第七項の通知（以下この条において単に「通知」という。）において、使用前自主検査の実施につき十分な体制がとられておりと評定された組織であつて、前回の使用前安全管理審査に係る使用前自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間に電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第七十三条の三第一号及び第三号の工事の工程において行う使用前自主検査を行ったものについては、当該組織が行つた使用前自主検査に係る審査に必要な手数料の総額の半額とする。

（定期安全管理審査に係る手数料の額）

第四条 法第五十五条第四項の審査（法第六十六条第一項に規定する原子力発電工作物の工事に係るものを除く。）を受けようとする者が法第十二条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第四のとおりとする。ただし、前回の法第五十五条第六項において準用する法第五十一条第七項の通知において、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第九十四条の五第一項第一号又は第二項第一号に規定する組織であると評定された組織については、当該組織が行つた定期自主検査に係る審査に必要な手数料の総額の半額とする。

2 前項ただし書の手数料の総額の算定において、定期自主検査に係る審査に必要な手数料は、同一の種類、出力及び蒸発量の区分に応じ、二台目以降については、当該電気工作物の定期自主検査に係る審査に必要な手数料の額の三分の一の額とする。

（認定高度保安実施設置者の認定に係る手数料の額）

第五条 法第五十五条の三の認定又はその更新を受けようとする者が法第十二条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第五の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める金額（電子申請による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。ただし、同表二の項上欄に掲げる者について、法第五十五条の六第二項において準用する法第五十五条の四各号に該当するかどうかの審査に際し追加の調査が必要となつた場合において、当該調査に関して同表二の項中欄に定める金額（電子申請による場合にあつては、同項下欄に定める金額）を超える特別の費用を要したときは、当該金額に当該調査に要した実費の範囲内で経済産業大臣が定める額を加えた額とする。

附則

この省令は、電気事業法の一部を改正する法律（平成七年法律第七十五号）の施行の日（平成七年十二月一日）から施行する。

附則

この省令は、平成九年三月二五日通商産業省令第三四号
この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成九年四月九日通商産業省令第七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三二号）
この省令は、平成一〇年四月一日から施行する。

附則（平成一二年三月二九日通商産業省令第四七号）
（施行期日）
この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年六月三〇日通商産業省令第一二二号）抄
（施行期日）
この省令は、平成一二年七月一日より施行する。

附則（平成一二年八月二日通商産業省令第一四四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一三年四月二五日経済産業省令第一五一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年三月二八日経済産業省令第三七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年四月二三日経済産業省令第六四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年七月二五日経済産業省令第八二号）抄
（施行期日）
この省令は、平成一五年八月一日から施行する。

附則（平成一五年九月一日経済産業省令第九八号）抄
（施行期日）
この省令は、平成一五年十月一日から施行する。

附則（経過措置）
この省令による改正前の規定により法第四十九条第一項の検査を受けようとする者が法第十二条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次条の規定による改正後の電気事業法関係手数料規則（平成七年通商産業省令第八十一号）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成一五年九月二九日経済産業省令第一二二号）
この省令は、平成一五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年一〇月三〇日経済産業省令第一四三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年三月二九日経済産業省令第三九号）
この省令は、平成一六年三月三十一日から施行する。

附則（平成一六年一二月一日経済産業省令第一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年一二月二日経済産業省令第一二二号）抄
（施行期日）
この省令は、平成一八年一月一日から施行する。

附則（平成一九年一月二日経済産業省令第二二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年九月一四日経済産業省令第六八号）
この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二四年九月十九日）から施行する。

附則（平成二五年七月八日経済産業省令第三六号）
この省令は、原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二五年七月八日）から施行する。

附則（平成二九年三月三一日経済産業省令第三二二号）抄
（施行期日）
この省令は、平成二九年四月一日から施行する。

附則（令和元年一二月一三日経済産業省令第四九号）
この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (令和三年八月二〇日経済産業省令第六九号)
 この省令は、令和三年十二月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月二三日経済産業省令第一八号)
 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年一月三〇日経済産業省令第八八号) 抄
 (施行期日)

第一条 この省令は、電気事業法施行令の一部を改正する政令(令和四年政令第三百六十二号)の施行の日(令和四年十二月一日)から施行する。

附 則 (令和四年二月一四日経済産業省令第九六号) 抄
 (施行期日)

1 この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律(令和四年法律第七十四号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和五年三月二十日)から施行する。

附 則 (令和五年二月一四日経済産業省令第五七号) 抄
 (施行期日)

1 この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律(令和四年法律第七十四号)の施行の日(令和五年十二月二十一日)から施行する。

附 則 (令和五年二月一九日経済産業省令第五九号)
 この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律(令和四年法律第七十四号)の施行の日(令和五年十二月二十一日)から施行する。

別表第一(第一条関係)

一 法第四十四条第二項第一号の規定に六千六百より主任技術者免状の交付を受けようとする者
 二 指定試験機関がその試験事務を行う二千三百電気主任技術者試験に合格したことによ五百五十り主任技術者免状の交付を受けようとする者
 三 第一種電気主任技術者免状又は第二種電気主任技術者免状に係る電気主任技千二百術者試験を受けようとする者
 四 第三種電気主任技術者免状に係る電八千百気主任技術者試験を受けようとする者 円

五 主任技術者免状の再交付を受けようとする者 備考 電子申請による場合におけるこの表の適用については、第一号中「六千六百円」とあるのは「四千七百五十円」と、第三号中「一万四千二百円」とあるのは「一万三千八百円」と、第四号中「八千円」とあるのは「七千七百円」と、第五号中「二千六百円」とあるのは「千五百五十円」とする。	別表第二(第二条関係)	区分	金額	電子申請による場合の金額
一 発電所のうち水力発電所、火力発電所、原子力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所及び風力発電所以外のもの(以下「その他の発電所」という。)の設置の工事	二 その他の発電所の変更の工事 (一) 発電設備(発電機その他の発電機器並びにその発電機器と一体となつて発電の用に供される原動力設備及び電気設備の総合体をいう。以下同じ。)の設置の工事 (二) 発電設備の設置の工事以外の変更の工事	一 その他の発電所における原動力設備に係る工事 (一) 容量三万キロボルトアンペア未満の発電機に係るもの(容量を三万キロボルトアンペア以上とするものを除く。)	七十九万九千七百九十円	七十九万九千七百九十円
二 容量五万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を五万キロボルトアンペア以上とするもの及び容量五万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を三万キロボルトアンペア以上とするもの(容量を三万キロボルトアンペア以上とするものを除く。)	三 容量三万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を三万キロボルトアンペア以上とするもの(容量を三万キロボルトアンペア以上とするものを除く。)	四 容量三万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を三万キロボルトアンペア以上とするもの(容量を三万キロボルトアンペア以上とするものを除く。)	九千九百九十円	九千九百九十円
五 容量三万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を三万キロボルトアンペア以上とするもの(容量を三万キロボルトアンペア以上とするものを除く。)	六 容量三万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を三万キロボルトアンペア以上とするもの(容量を三万キロボルトアンペア以上とするものを除く。)	七 容量三万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を三万キロボルトアンペア以上とするもの(容量を三万キロボルトアンペア以上とするものを除く。)	九千九百九十円	九千九百九十円

八 容量三万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を三万キロボルトアンペア以上とするもの(容量を三万キロボルトアンペア以上とするものを除く。)	九 容量三万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を三万キロボルトアンペア以上とするもの(容量を三万キロボルトアンペア以上とするものを除く。)	十 容量三万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を三万キロボルトアンペア以上とするもの(容量を三万キロボルトアンペア以上とするものを除く。)	九千九百九十円	九千九百九十円
十一 容量三万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を三万キロボルトアンペア以上とするもの(容量を三万キロボルトアンペア以上とするものを除く。)	十二 容量三万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を三万キロボルトアンペア以上とするもの(容量を三万キロボルトアンペア以上とするものを除く。)	十三 容量三万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を三万キロボルトアンペア以上とするもの(容量を三万キロボルトアンペア以上とするものを除く。)	九千九百九十円	九千九百九十円
十四 容量三万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を三万キロボルトアンペア以上とするもの(容量を三万キロボルトアンペア以上とするものを除く。)	十五 容量三万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を三万キロボルトアンペア以上とするもの(容量を三万キロボルトアンペア以上とするものを除く。)	十六 容量三万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を三万キロボルトアンペア以上とするもの(容量を三万キロボルトアンペア以上とするものを除く。)	九千九百九十円	九千九百九十円
十七 容量三万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を三万キロボルトアンペア以上とするもの(容量を三万キロボルトアンペア以上とするものを除く。)	十八 容量三万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を三万キロボルトアンペア以上とするもの(容量を三万キロボルトアンペア以上とするものを除く。)	十九 容量三万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を三万キロボルトアンペア以上とするもの(容量を三万キロボルトアンペア以上とするものを除く。)	九千九百九十円	九千九百九十円

別表第三(第三条関係)	区分	審査方法	金額
(3) 負荷時電圧調整器に係る工事	一 (一) 完成後の基礎地盤から堤頂までの高さ(以下「高さ」という。)が十五メートル以上のダムに係る工事	法定自主検査の実施場(電)所及び当該子申請による検査記録の場合、検査場所については、十(円)三万三千百	十一万四千四百円
(4) 負荷時電圧位相調整器に係る工事	二 (一) 完成後の基礎地盤から堤頂までの高さ(以下「高さ」という。)が十五メートル以上のダムに係る工事	検査記録の場合、検査場所については、十(円)三万三千百	十一万四千四百円
(5) 調相機に係る工事	三 (一) 完成後の基礎地盤から堤頂までの高さ(以下「高さ」という。)が十五メートル以上のダムに係る工事	検査記録の場合、検査場所については、十(円)三万三千百	十一万四千四百円
(6) 周波数変換機器に係る工事	四 (一) 完成後の基礎地盤から堤頂までの高さ(以下「高さ」という。)が十五メートル以上のダムに係る工事	検査記録の場合、検査場所については、十(円)三万三千百	十一万四千四百円
(7) 整流機器に係る工事	五 (一) 完成後の基礎地盤から堤頂までの高さ(以下「高さ」という。)が十五メートル以上のダムに係る工事	検査記録の場合、検査場所については、十(円)三万三千百	十一万四千四百円
(8) 遮断器に係る工事	六 (一) 完成後の基礎地盤から堤頂までの高さ(以下「高さ」という。)が十五メートル以上のダムに係る工事	検査記録の場合、検査場所については、十(円)三万三千百	十一万四千四百円
三 附帯設備に係る工事	七 (一) 完成後の基礎地盤から堤頂までの高さ(以下「高さ」という。)が十五メートル以上のダムに係る工事	検査記録の場合、検査場所については、十(円)三万三千百	十一万四千四百円

及び発電所の更変の工事のあつて発電設備の設置の工事に係るもの

<p>2 完成後の高圧自主検査の実施場九百円(電)以上、ダムに所及び当該子申請に係る工事、ダム検査記録の場合には、全部又は一保管場所では、十部を流水の貯留を行う場合(五万八千七百円)とするときに行うもの</p>	<p>り立てようとする状態を相場合にあり、互に認識しては、八万</p>	<p>ながら通信四千四百円</p>	<p>が可能な方法を用いて行う場合</p>	<p>互に認識しては、八万</p>	<p>ながら通信四千四百円</p>	<p>が可能な方法を用いて行う場合</p>
<p>3 出(1) 出(2) 出(3) 出(4) 出(5) 出(6) 出(7) 出(8) 出(9) 出(10) 出(11) 出(12) 出(13) 出(14) 出(15) 出(16) 出(17) 出(18) 出(19) 出(20) 出(21) 出(22) 出(23) 出(24) 出(25) 出(26) 出(27) 出(28) 出(29) 出(30) 出(31) 出(32) 出(33) 出(34) 出(35) 出(36) 出(37) 出(38) 出(39) 出(40) 出(41) 出(42) 出(43) 出(44) 出(45) 出(46) 出(47) 出(48) 出(49) 出(50) 出(51) 出(52) 出(53) 出(54) 出(55) 出(56) 出(57) 出(58) 出(59) 出(60) 出(61) 出(62) 出(63) 出(64) 出(65) 出(66) 出(67) 出(68) 出(69) 出(70) 出(71) 出(72) 出(73) 出(74) 出(75) 出(76) 出(77) 出(78) 出(79) 出(80) 出(81) 出(82) 出(83) 出(84) 出(85) 出(86) 出(87) 出(88) 出(89) 出(90) 出(91) 出(92) 出(93) 出(94) 出(95) 出(96) 出(97) 出(98) 出(99) 出(100)</p>	<p>法を用いて行う場合</p>	<p>互に認識しては、八万</p>	<p>ながら通信四千四百円</p>	<p>が可能な方法を用いて行う場合</p>	<p>互に認識しては、八万</p>	<p>ながら通信四千四百円</p>
<p>2 出(1) 出(2) 出(3) 出(4) 出(5) 出(6) 出(7) 出(8) 出(9) 出(10) 出(11) 出(12) 出(13) 出(14) 出(15) 出(16) 出(17) 出(18) 出(19) 出(20) 出(21) 出(22) 出(23) 出(24) 出(25) 出(26) 出(27) 出(28) 出(29) 出(30) 出(31) 出(32) 出(33) 出(34) 出(35) 出(36) 出(37) 出(38) 出(39) 出(40) 出(41) 出(42) 出(43) 出(44) 出(45) 出(46) 出(47) 出(48) 出(49) 出(50) 出(51) 出(52) 出(53) 出(54) 出(55) 出(56) 出(57) 出(58) 出(59) 出(60) 出(61) 出(62) 出(63) 出(64) 出(65) 出(66) 出(67) 出(68) 出(69) 出(70) 出(71) 出(72) 出(73) 出(74) 出(75) 出(76) 出(77) 出(78) 出(79) 出(80) 出(81) 出(82) 出(83) 出(84) 出(85) 出(86) 出(87) 出(88) 出(89) 出(90) 出(91) 出(92) 出(93) 出(94) 出(95) 出(96) 出(97) 出(98) 出(99) 出(100)</p>	<p>法を用いて行う場合</p>	<p>互に認識しては、八万</p>	<p>ながら通信四千四百円</p>	<p>が可能な方法を用いて行う場合</p>	<p>互に認識しては、八万</p>	<p>ながら通信四千四百円</p>
<p>2 出(1) 出(2) 出(3) 出(4) 出(5) 出(6) 出(7) 出(8) 出(9) 出(10) 出(11) 出(12) 出(13) 出(14) 出(15) 出(16) 出(17) 出(18) 出(19) 出(20) 出(21) 出(22) 出(23) 出(24) 出(25) 出(26) 出(27) 出(28) 出(29) 出(30) 出(31) 出(32) 出(33) 出(34) 出(35) 出(36) 出(37) 出(38) 出(39) 出(40) 出(41) 出(42) 出(43) 出(44) 出(45) 出(46) 出(47) 出(48) 出(49) 出(50) 出(51) 出(52) 出(53) 出(54) 出(55) 出(56) 出(57) 出(58) 出(59) 出(60) 出(61) 出(62) 出(63) 出(64) 出(65) 出(66) 出(67) 出(68) 出(69) 出(70) 出(71) 出(72) 出(73) 出(74) 出(75) 出(76) 出(77) 出(78) 出(79) 出(80) 出(81) 出(82) 出(83) 出(84) 出(85) 出(86) 出(87) 出(88) 出(89) 出(90) 出(91) 出(92) 出(93) 出(94) 出(95) 出(96) 出(97) 出(98) 出(99) 出(100)</p>	<p>法を用いて行う場合</p>	<p>互に認識しては、八万</p>	<p>ながら通信四千四百円</p>	<p>が可能な方法を用いて行う場合</p>	<p>互に認識しては、八万</p>	<p>ながら通信四千四百円</p>

<p>4 汽力及びガスタービンを原動力とする火力発電所に係るも</p>	<p>4 汽力及びガスタービンを原動力とする火力発電所に係るも</p>	<p>3 ガ(1) 出力三万キロボルト未満の火力発電所に係るも</p>	<p>3 ガ(1) 出力三万キロボルト未満の火力発電所に係るも</p>	<p>法を用いて行う場合</p>
<p>映像及び音声の送受信を行う場合</p>	<p>映像及び音声の送受信を行う場合</p>	<p>映像及び音声の送受信を行う場合</p>	<p>映像及び音声の送受信を行う場合</p>	<p>法を用いて行う場合</p>
<p>算して得た額</p>	<p>八十六万五千三百円</p>	<p>八十六万五千三百円</p>	<p>八十六万五千三百円</p>	<p>七十四万四千三百円</p>

<p>(四) 太陽電池発電所に係る工事</p>	<p>(三) 燃料電池発電所に係る工事</p>	<p>5 1から4までに規定するもの以外のもの</p>	<p>5 1から4までに規定するもの以外のもの</p>	<p>法を用いて行う場合</p>
<p>法定自主検査の実施場</p>	<p>法定自主検査の実施場</p>	<p>法定自主検査の実施場</p>	<p>法定自主検査の実施場</p>	<p>法を用いて行う場合</p>
<p>十七万八千七百円</p>	<p>二十一万四百円</p>	<p>十六万八千七百円</p>	<p>十六万八千七百円</p>	<p>十五万三千七百円</p>

<p>2 (一) 1 完成後の高さ十五メートル以上のダムに係る工事</p>	<p>2 (一) 1 完成後の高さ十五メートル以上のダムに係る工事</p>	<p>(五) 風力発電所に係る工事</p>	<p>(五) 風力発電所に係る工事</p>	<p>法を用いて行う場合</p>
<p>法定自主検査の実施場</p>	<p>法定自主検査の実施場</p>	<p>法定自主検査の実施場</p>	<p>法定自主検査の実施場</p>	<p>法を用いて行う場合</p>
<p>十三万四千四百円</p>	<p>十三万四千四百円</p>	<p>十四万九千三百円</p>	<p>十四万九千三百円</p>	<p>十四万九千三百円</p>

の も る 係 に 事 工 の 更 変 の 外 以 事 工 の 置 設 の 備

<p>3 工事の計画に係る全ての工事が完了したときに行うもの</p>	<p>2 完成後の高さ十五メートル以上のダムに係る工事</p>	<p>2 完成後の高さ十五メートル以上のダムに係る工事</p>	<p>2 完成後の高さ十五メートル以上のダムに係る工事</p>	<p>法を用いて行う場合</p>
<p>法定自主検査の実施場</p>	<p>法定自主検査の実施場</p>	<p>法定自主検査の実施場</p>	<p>法定自主検査の実施場</p>	<p>法を用いて行う場合</p>
<p>十三万四千四百円</p>	<p>十六万七千七百円</p>	<p>十六万七千七百円</p>	<p>十六万七千七百円</p>	<p>十二万二千二百円</p>

(二) 1 汽力又はガ スタービン を原 動力とするもの 力 設備 に 係る 工事	法定自主検四十三万二 千円(電子 申請による 場合) 検査記録の 場合 については、 四 十 万 千 五 百 円	映像及び音 三十七万四 千 五 百 円 声の送受信 千五百円 により相手 (電子申請 の状態を相 互に認識し ながら通信 は、三十五 万 千 九 百 円 が可能な方 法を用いて 行う場合	2 1に規定す るもの以外 のもの の	法定自主検 十万七千五 百 円(電子 申請による 場合) 検査記録の 場合 については、 九 万 七 千 七 百 円 映像及び音 八万四千八 百 円(電子 申請による 状態を相 互に認識し ながら通信 は、七万 千 三 百 円 が可能な方 法を用いて 行う場合	(二) 燃料電池設備に 係る工事 法定自主検 十六万八千 八 百 円(電子 申請による 場合) 検査記録の 場合 については、 十 五 万 千 三 百 円
	法定自主検 四十三万二 千円(電子 申請による 場合) 検査記録の 場合 については、 四 十 万 千 五 百 円	映像及び音 三十七万四 千 五 百 円 声の送受信 千五百円 により相手 (電子申請 の状態を相 互に認識し ながら通信 は、三十五 万 千 九 百 円 が可能な方 法を用いて 行う場合	2 1に規定す るもの以外 のもの の	法定自主検 十万七千五 百 円(電子 申請による 場合) 検査記録の 場合 については、 九 万 七 千 七 百 円 映像及び音 八万四千八 百 円(電子 申請による 状態を相 互に認識し ながら通信 は、七万 千 三 百 円 が可能な方 法を用いて 行う場合	(二) 燃料電池設備に 係る工事 法定自主検 十六万八千 八 百 円(電子 申請による 場合) 検査記録の 場合 については、 十 五 万 千 三 百 円

(四) 太陽電池設備に 係る工事	法定自主検十三万四千 四 百 円(電子 申請による 場合) 検査記録の 場合 については、 十二 万 千 二 百 円	映像及び音 十二万七千 七 百 円(電子 申請による 状態を相 互に認識し ながら通信 は、一 万 六 千 七 百 円 が可能な方 法を用いて 行う場合	(五) 風力設備に係る 工事 法定自主検 十三万四千 四 百 円(電子 申請による 場合) 検査記録の 場合 については、 十二 万 千 二 百 円 映像及び音 十一万二千 二 百 円(電子 申請による 状態を相 互に認識し ながら通信 は、三 千 百 円 が可能な方 法を用いて 行う場合	(六) 電気設備に係る 工事 法定自主検 十七万二千 千 円(電子 申請による 場合) 検査記録の 場合 については、 十 五 万 千 三 百 円
	法定自主検十三万四千 四 百 円(電子 申請による 場合) 検査記録の 場合 については、 十二 万 千 二 百 円	映像及び音 十二万七千 七 百 円(電子 申請による 状態を相 互に認識し ながら通信 は、一 万 六 千 七 百 円 が可能な方 法を用いて 行う場合	(五) 風力設備に係る 工事 法定自主検 十三万四千 四 百 円(電子 申請による 場合) 検査記録の 場合 については、 十二 万 千 二 百 円 映像及び音 十一万二千 二 百 円(電子 申請による 状態を相 互に認識し ながら通信 は、三 千 百 円 が可能な方 法を用いて 行う場合	(六) 電気設備に係る 工事 法定自主検 十七万二千 千 円(電子 申請による 場合) 検査記録の 場合 については、 十 五 万 千 三 百 円

(七) 附帯設備に係る 工事	法定自主検十二万五千 五 百 円(電子 申請による 場合) 検査記録の 場合 については、 十一 万 千 七 百 円	映像及び音 十萬千 円(電子 申請による 状態を相 互に認識し ながら通信 は、九 万 千 二 百 円 が可能な方 法を用いて 行う場合	三 蓄電所の設置の工事 に係るもの 法定自主検 十七万五千 五 百 円(電子 申請による 場合) 検査記録の 場合 については、 十六 万 千 三 百 円 映像及び音 十四万九 千 九 百 円(電子 申請による 状態を相 互に認識し ながら通信 は、十三 万 千 二 百 円 が可能な方 法を用いて 行う場合
	法定自主検十二万五千 五 百 円(電子 申請による 場合) 検査記録の 場合 については、 十一 万 千 七 百 円	映像及び音 十萬千 円(電子 申請による 状態を相 互に認識し ながら通信 は、九 万 千 二 百 円 が可能な方 法を用いて 行う場合	三 蓄電所の設置の工事 に係るもの 法定自主検 十七万五千 五 百 円(電子 申請による 場合) 検査記録の 場合 については、 十六 万 千 三 百 円 映像及び音 十四万九 千 九 百 円(電子 申請による 状態を相 互に認識し ながら通信 は、十三 万 千 二 百 円 が可能な方 法を用いて 行う場合

四 蓄電所の変更の工事 に係るもの 法定自主検 十二万四千 百 円(電子 申請による 場合) 検査記録の 場合 については、 十 一 万 千 三 百 円	五 変電所及び送電線 路の設置の 工事に係る もの 法定自主検 二十二万三 千 二 百 円(電子 申請による 場合) 検査記録の 場合 については、 二十 万 三 千 二 百 円 映像及び音 十八万九 千 九 百 円(電子 申請による 状態を相 互に認識し ながら通信 は、十七 万 千 七 百 円 が可能な方 法を用いて 行う場合	六 変電所及び送電線 路の変更の 工事に係る もの 法定自主検 十七万二千 千 円(電子 申請による 場合) 検査記録の 場合 については、 十 五 万 千 三 百 円	法定自主検 十二万四千 百 円(電子 申請による 場合) 検査記録の 場合 については、 十 一 万 千 三 百 円	映像及び音 十萬五千七 百 円(電子 申請による 状態を相 互に認識し ながら通信 は、九 万 千 九 百 円 が可能な方 法を用いて 行う場合
			法定自主検 十二万四千 百 円(電子 申請による 場合) 検査記録の 場合 については、 十 一 万 千 三 百 円	映像及び音 十萬五千七 百 円(電子 申請による 状態を相 互に認識し ながら通信 は、九 万 千 九 百 円 が可能な方 法を用いて 行う場合

火 力 発 電 所 に シ ン ト ワ ッ ト 未	一 （一） 1 蒸出力 三万 タ三 ビキ ロで 行 う 場 合	別表第四（第四条関係） 区分 審査方法 金額	七 需要設備の設置の工事に係るもの	八 需要設備の変更の工事に係るもの
			ながら通信は、十三万 が可能な方 法を用いて 行う場合	ながら通信は、十三万 が可能な方 法を用いて 行う場合
			法定自主検査の実施場 所及び当該請による場 合は、十二万 千二百円	法定自主検査の実施場 所及び当該請による場 合は、十二万 千二百円

物作工気電定特るす属

満のもの	出力 三万 キロ ワッ ト	満のもの	出力 九万 十上 ワッ ト	満のもの	出力 三十 万キ ロワ ッ ト
映像及び音声の送 受信により相手の 状態を相互に認識 しながら通信をす ることが可能な方 法を用いて行う 場合	映像及び音声の送 受信により相手の 状態を相互に認識 しながら通信をす ることが可能な方 法を用いて行う 場合	映像及び音声の送 受信により相手の 状態を相互に認識 しながら通信をす ることが可能な方 法を用いて行う 場合	映像及び音声の送 受信により相手の 状態を相互に認識 しながら通信をす ることが可能な方 法を用いて行う 場合	映像及び音声の送 受信により相手の 状態を相互に認識 しながら通信をす ることが可能な方 法を用いて行う 場合	映像及び音声の送 受信により相手の 状態を相互に認識 しながら通信をす ることが可能な方 法を用いて行う 場合
十四万九千八百 円	十四万九千八百 円	十四万九千八百 円	十四万九千八百 円	十四万九千八百 円	十四万九千八百 円

（二） 1 ボ 蒸 量 百 キ ロ ワ ッ ト	（三） 1 ボ 蒸 量 百 キ ロ ワ ッ ト	（四） 1 ボ 蒸 量 百 キ ロ ワ ッ ト	（五） 1 ボ 蒸 量 百 キ ロ ワ ッ ト	（六） 1 ボ 蒸 量 百 キ ロ ワ ッ ト
法定自主検査の実 十七万九千二百 円	法定自主検査の実 十七万九千二百 円	法定自主検査の実 十七万九千二百 円	法定自主検査の実 十七万九千二百 円	法定自主検査の実 十七万九千二百 円

（六） 1 ガ ス 出 力 三 万	（七） 1 ガ ス 出 力 三 万	（八） 1 ガ ス 出 力 三 万	（九） 1 ガ ス 出 力 三 万	（十） 1 ガ ス 出 力 三 万
法定自主検査の実 十三万四千四百 円	法定自主検査の実 十三万四千四百 円	法定自主検査の実 十三万四千四百 円	法定自主検査の実 十三万四千四百 円	法定自主検査の実 十三万四千四百 円

	トビ キロ ワッ 記録の 保管場 所は、 十二万 二千二 百円	映像及び音声の送受信用により相手の円（電子申請に状態を相互に認識し、十萬三千円） 法を用いて行う場合	映像及び音声の送受信用により相手の円（電子申請に状態を相互に認識し、十萬三千円） 法を用いて行う場合	映像及び音声の送受信用により相手の円（電子申請に状態を相互に認識し、十萬三千円） 法を用いて行う場合	映像及び音声の送受信用により相手の円（電子申請に状態を相互に認識し、十萬三千円） 法を用いて行う場合	映像及び音声の送受信用により相手の円（電子申請に状態を相互に認識し、十萬三千円） 法を用いて行う場合	映像及び音声の送受信用により相手の円（電子申請に状態を相互に認識し、十萬三千円） 法を用いて行う場合	映像及び音声の送受信用により相手の円（電子申請に状態を相互に認識し、十萬三千円） 法を用いて行う場合
--	---	---	---	---	---	---	---	---

別表第五（第五条関係）		燃 料 電 池 電 発 所 に 属 す る 特 定 電 氣 工 作 物	改質器	映像及び音声の送受信用により相手の円（電子申請に状態を相互に認識し、十萬三千円） 法を用いて行う場合	映像及び音声の送受信用により相手の円（電子申請に状態を相互に認識し、十萬三千円） 法を用いて行う場合	映像及び音声の送受信用により相手の円（電子申請に状態を相互に認識し、十萬三千円） 法を用いて行う場合	映像及び音声の送受信用により相手の円（電子申請に状態を相互に認識し、十萬三千円） 法を用いて行う場合	映像及び音声の送受信用により相手の円（電子申請に状態を相互に認識し、十萬三千円） 法を用いて行う場合	映像及び音声の送受信用により相手の円（電子申請に状態を相互に認識し、十萬三千円） 法を用いて行う場合		
区分	金額			電子申請による場合における金額	六千二百円	六千二百円	六千二百円	六千二百円	六千二百円	六千二百円	六千二百円
	金額			電子申請による場合における金額	六千二百円	六千二百円	六千二百円	六千二百円	六千二百円	六千二百円	六千二百円

二 前項に規定する七十萬六千七百五十萬三千三百圓	認定の更新を受けようとする者	
	円	七十萬六千七百五十萬三千三百圓